### 第3回平塚市人権施策推進協議会 会議録

令和5年2月28日(火)14時30分~16時30分 平塚市庁舎本館7階706会議室(1)

出席委員 6人(朝倉委員、阿部委員、江原委員、竹内委員、鈴木委員、宮本委員)

欠席委員 4人(押久保委員、露木委員、岩﨑委員、杉山委員)

主 催 者 4人(新倉人権・男女共同参画課長、榮谷担当長、長谷川主査、中村主任)

傍聴者 0人

## 1 開会

- (1) 欠席委員の確認
- (2) 資料の確認
- (3)会議の公開について
- (4) 傍聴者希望について
- (5) 会長挨拶
- 2 第3回平塚市人権施策推進協議会 議事進行:会長

(事務局) ここから、議事進行は会長にお願いいたします。

(会長) 第3回平塚市人権施策推進協議会の議題に入ります。

- (1) パブリックコメントの結果及び平塚市人権施策推進指針【改定版】(最終案) について【資料1、2】
- (会長) 議題の1として、パブリックコメントの結及び平塚市人権施策推進指針【改定版】(最終案) についてです。それでは事務局の方から説明をお願いします。
- (事務局) 議題の説明に入る前に、1 点連絡事項をお伝えいたします。本日の第3回協議会にて、パブリックコメントの結果(資料1)、指針最終案(資料2)、巻末資料(資料4)の内容について、本日委員の皆様から意見が特に挙がらなかった場合、もしくは意見が挙がったが、会議の場で修正内容が決まったことで、第4回の協議会を開催し、再度の意見確認をする必要がないと判断できる場合は、当初の予定より早いですが、この第3回協議会をもって、平塚市人権施策推進協議会の開催は終了とさせていただきます。その理由としては、第1回目の会議以降、意見集約の作業等が順調に進み、パブリックコメントを実施した際にも否定的な意見が出ることなく、大幅に修正する等の事案がなかったため、想定よりもスムーズに改定作業が進んだためです。そのため、改定作業の当初スケジュールが、本日の進捗具合で変更となる場合があることについて、ご了承いただければと思います。

では、議題の説明に入ります。該当資料は、先日送付した資料1、本日お配りした、追記・修正後の資料2(修正)となります。パブリックコメントの実施後、提出されたご意見に対する市の考え方の案、パブリックコメント結果を踏まえ、素案に修正を加えて作成した最終案、前回の協議会、その後追加でいただいたご意見を反映させた巻末資料を事前に皆様に送付し、意見照会を行った結果、最終案に対するご意見を3件、巻末資料に関するご意見を2件いただきました。本日までに、そのご意見に対する修正をまとめ、修正した最終案を資料2(修正)、ご意見をまとめたものを資料3(修正)、巻末資料を資料4(修正)として、あらためて配布させていただいております。指針の本編については、基本的にはパブリックコメント実施後に追記・修正等した箇所を赤字で記載しております。巻末資料については、前回の協議会以降に追記・修正等した箇所を赤字で記載しております。本日の説明の中では、

2月2日付けで送付した資料に修正を行った内容についてお話しいたしますが、元々はどのような記載となっていたかについては、会議開催通知に同封した修正前の資料2をご確認いただければと思います。

パブリックコメントに関する資料1の内容につきましては、皆様の承認をいただき、本日の協議会を持って確定とし、その後市のホームページ、市内公共施設等で結果公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、パブリックコメントの結果について説明いたします。資料1をご覧ください。まず、実施したパブリックコメントの概要についてです。

まず、2 案件の概要として、今回の意見募集の趣旨は「本市ではこれまで『平塚市人権施策推進指針』を策定し、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてきましたが、令和5年2月で、本指針の策定から10年を迎えるに当たり、新たな人権問題の発生及び日々多様化・複雑化する社会に適切に対応するため、指針【改定版】を策定します。」ということです。続いて、3 募集概要の(1)期間につきましては、令和4年12月2日(金)から令和5年1月6日(金)の約1ヶ月で実施いたしました。続いて、4 実施結果の(1)提出意見数につきましては、個人からは1人で8件、団体からは1団体で3件の意見が提出されました。(2)の意見内訳は分野別施策(2)子どもの人権に関する意見が1件、(4)障がいのある人の人権に関する意見が2件、(8)犯罪被害者等の人権に関する意見が8件でした。この後説明いたします5 意見対応表の右端にある対応区分の意味は4 実施結果の(3)意見への対応区分に詳細が記載されています。続いて、5 意見対応表については、資料2の最終案も併せてご覧いただければと思います。

番号1から順番に見ていきたいと思います。まず、番号1ですが、これは分野別(2)子 どもの人権についての意見です。資料2の15ページをご覧ください。意見の概要は「障が いのある子どもやグレーゾーンと言われる子供らの明記がありません。障がい児に対し特有 の差別や虐待が存在します。声の出しにくい子どもが守られる施策が必要です。」というこ とです。これに対し、市の考え方としては、「本指針で記載している子どもには、御指摘の 障がいのある子ども等も含めた内容と整理しています。」とし、「障がいのある子ども」や 「グレーゾーン」という語句は使用せず、あくまでも「子ども」という記載に留めており、 対応区分はイ 反映済みとしています。続いて番号2ですが、これは分野別(4)障害のあ る人の人権についての意見です。資料2の22ページをご覧ください。意見の概要は「虐待 について明記してください。高齢者や児童に書かれています。障がいのある人の虐待につい ても明記してください。また相談体制についてもしっかり明記してください。」ということ です。これに対する市の考え方としては、「虐待については、『施策の方向性1 障がいを 理由とする差別の解消に向けた教育・啓発』のなかに含まれているものとして整理しており ましたが、他の分野別施策との整合性を踏まえて文章を修正します。」として、施策の方向 性1の表題を「障がいを理由とする差別の解消に向けた教育・啓発」という記載から「障が いのある人への差別解消及び虐待防止に向けた取組の推進」という記載に修正し、方向性の 内容に「また、虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者に対する支援などを行うとと もに、早期発見、早期解決に向けて関係機関との連携を進めることにより、障がいのある人 の人権や各種権利の保護を図ります。」という一文を追記しました。対応区分はアー反映と しています。続いて番号3ですが、これも分野別(4)障害のある人の人権についての意見 です。同じく資料2は22ページです。意見の概要は「障がい者の意思決定支援について明 記してください。障がいを理解するなど支援者に対する表現になっていると感じます。人権 の尊重は本人の意思決定支援をすることではないでしょうか。知的障がい者は選挙に参加す ること、障がい者に関わる会議に当事者が参加するための支援が足りていません。」という ことです。これに対し、市の考え方としては、「障がい者の意思決定支援については、『施 策の方向性3 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実』のなかに含めて整理していま す。」とし、対応区分はイ 反映済みとしています。なお、いまご説明した番号1~3の意 見に対する市の考え方については、市の障がい福祉課の確認も受けています。

番号4から11は、分野別施策(8)犯罪被害者等の人権に関する意見です。番号4につ いては指針の内容について回答するものではありませんでしたので、ここでは割愛いたしま す。続いて番号5ですが、資料2の30ページをご覧ください。意見の概要は「冒頭、県の 施策説明部分の最終行『きめ細かな支援を実施しています。』神奈川県の『人権施策推進指 針』にもこう書かれていますが、まだ『きめ細かな支援』とは言えないと思っております。 生活支援と心の支え合いをする『きめ細かな支援』ができるのは地域社会である市町村であ ると思います。」ということです。これに対し、市の考え方としては、「本指針は、県が策 定している指針において示す方向性も踏まえた内容としているため、『きめ細かな支援』の 記載を盛り込んでいます。本市において犯罪被害者等への『きめ細かな支援』を実施してい くために、県等の関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めてまいります。」とし、ウ 参考の意見としています。続いて番号6ですが、本文中に記載の「市民意識調査」がいつ、 どこで行なわれた調査か不明との意見でしたが、令和4年4月に実施した「平塚市人権に関 する市民意識調査」である旨を示しています。続いて番号7ですが、資料2は同じく30ペ ージです。意見の概要は「犯罪被害者等に対する相談・支援体制の件と、二次被害を防ぎ犯 罪被害者等を暖かく支える地域社会を創るための教育・啓発活動の件を分けて記載した方が 分かり易いのではないかと思いました。」ということです。これに対し、市の考え方として は、「文章の分かり易さを重視し、『犯罪被害者等の視点に立った相談・支援体制の充実』 及び『犯罪被害者等の置かれている状況や心情の理解、犯罪被害者等が安心して地域で生活 ができるための啓発活動の推進による二次被害の防止』を含む文章を整理します。」とし、 「また、犯罪被害者等は」から始まる一文を、2つの文に分けました。いただいた意見で指 摘されている箇所よりも、その前で一度文を区切った方が分かり易いのではないかと考え、 該当部分を含む一文を修正するに至りました。対応区分はアー反映としています。続いて番 号8ですが、資料2は同じく30ページです。意見の概要は「重症精神障害相当の状態→犯 罪被害者等支援ではあまり一般的に聞かれる言葉ではありません。心的外傷後ストレス症候 群などの方がよく使われていると思います。」ということです。これに対し、市の考え方と しては、「『重症精神障害相当の状態』とは、警察庁が平成29年に実施した犯罪被害類型 別調査で使用している文言であるため、そのまま記載しています。なお、具体的に施策に取 り組む際には、参考とさせていただきます。」とし、ウー参考の意見としています。続いて 番号9ですが、市役所内の犯罪被害者等に関する相談窓口の明確化が必要である旨の意見で あり、具体的な施策に関するものであるため、ウ 参考としています。続いて番号10です が、資料は31ページをご覧ください。施策の方向性2に対する意見で「この項に『相談窓 口の充実』というような文言が入ったら良いのではないでしょうか。」ということですが、 これに対し、市の考え方としては、「犯罪被害者等に関する施策の基本的な方向性のひとつ である『相談・支援体制の充実』には、『相談窓口の充実』を含んでいると認識しています。」 とし、イ 反映済みとしています。最後に番号11ですが、「犯罪被害者条例」の制定につ いて言及してはどうかとの意見でした。これに対し、市の考え方としては、「指針は、人権 施策推進の基本理念と今後取り組むべき基本的な方向性を示しています。条例の制定につい ては、本指針に基づく具体的な施策のひとつとして、今後の参考とさせていただきます。」 とし、ウ参考としています。

本日は、ただいま説明いたしました資料1の内容につきまして、会議の中で微修正を行い、皆様の承認をいただき、市の考え方として、市のホームページ、市内公共施設などで結果公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、資料2としてお示しした最終案、資料4としてこの後お話しする巻末資料の内容につきましては、本日もしくは第4回の協議会にて確定としたいと考えております。最終案と巻末資料に対して本日いただき、一度持ち帰る必要があるご意見は、この後、最終案及び巻末資料資料に反映させ、第4回の協議会の通知を送付する際に事前意見照会させていただき、第4回では微修正までとさせていただきたいと考えております。また、現時点では記載していない本文中の注釈についてですが、巻末資料の用語説明の内容が確定となりましたら、各用語が本編の中で最初に記載さ

- れたページの下部に注釈として記載する予定です。表紙のデザインや、冒頭に掲載予定の市 長挨拶文、写真などについても、事務局にて作業いたします。その後、庁議と議会への完成 報告を行い、公表する予定です。事務局からの説明は以上となります。
- (会長) ありがとうございました。それでは協議をしていきます。令和4年12月2日(金)から令和5年1月6日(金)まで実施したパブリックコメントにおいて提出された意見と、それに対する市の考え方をまとめたものを資料1として示してもらいました。また、パブリックコメントの結果を踏まえて素案に修正を加え、作成した最終案を資料2として示してもらいました。特に、資料1の内容は本日で確定したいとのことです。資料2については、まだ完成まで少し余裕がありますが、本日の意見次第で、確定としたいとのことです。まずは資料1についてご意見をいただいてから、資料2の議論に入りましょうか。それでは、資料1についてご意見がある方は挙手をお願いします。
- (会長)資料1の意見対応表の番号3について、「反映済み」としていますが、受け取った方がこの説明で納得するかどうか、気になりました。番号3の意見は「障がい者の意思決定支援について明記してください。障がいを理解するなど支援者に対する表現になっていると感じます。人権の尊重は本人の意思決定支援をすることではないでしょうか。知的障がい者は選挙に参加すること、障がい者に関わる会議に当事者が参加するための支援が足りていません。」ということです。これに対し、市の考え方は「障がい者の意思決定支援については、『施策の方向性3 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実』のなかに含めて整理しています。」となっています。指針の現在の記載では「判断力の低下等があっても、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう、適切に成年後見制度等へつなげられる体制づくりを進める」となっており、成年後見制度の話になってしまっています。成年後見制度となると、本人ではなく代理人による意思決定となるため、「本人の意思決定の支援」という文脈ではやや読みにくいと感じます。この記載では、本人の意思決定には成年後見制度があると読めてしまうのではないでしょうか。もう少し反映させた方が良いのではないでしょうか。
- (委員)確かに障がいのある人の意思決定が成年後見制度に繋がってしまっていると感じます。 成年後見制度があることは良いですが、本人の意思決定の部分をもう少し記載してほしいと いうことではないでしょうか。
- (会長) 成年後見制度以外にも支援の制度等があれば、それを示しても良いと思いますが。成年後見制度というものは本人の意思決定を支えるものなんでしょうか。
- (委員)成年後見制度は、本人の意思能力・判断力が不十分であるため、後見人を選任して、後見人が本人の代わりに意思決定するもので、本人の意見は聞けない、本人には判断力がないということを前提とした制度です。
- (委員)本人が自分の意見を言えない状況である場合でも、周囲の人が、目の動き等で何か本人が訴えていることが分かれば、それが意思決定に繋がると思いますが、後見人がそれを理解できるかが難しいところです。親族が後見人をやっている場合は、本人の訴えが理解できることもありますが、これが第三者や法人の後見となると、本人の意思が届かずに、様々な制度にのせられてしまうということもあると思います。本人の意思を誰が尊重するのかという点で、成年後見制度と一言で言っても、難しい部分があると感じます。
- (会長) 例えば、何か物事を決定するとき、知的な障がいを持つ方に対して、非常に単純な二択に絞って選択を促すというような活動をしている団体があると聞きますが、それをやるべきかどうか、それをやることが本当に本人のためになるのかという意見もあります。 意思決定に関することはケースバイケースであり、簡単に答えは出ないと思いますが、指針においても、「充実させる方向で検討していく」ような記載を追記しても良いのではないかと感じます。
- (委員) 個人の表情等から意見を反映させるような後見制度が必要になると思います。誰が後見 人になるかで変わってくるということがあると感じています。
- (会長) 確かに、後見制度そのものについても考えていかなければならないですね。

- (委員)文章の表現を、施策の方向性1を修正したようにできないでしょうか。まず全体について述べて、次に制度について述べるような構成にしてはどうでしょうか。現在の記載のままだと、ひとつの流れの中で、成年後見制度だけの説明をしているように感じます。成年後見制度は様々な施策の中のひとつにすぎないと思います。成年後見制度だけではなく、今後新たな施策もやるかもしれないことを踏まえ「充実に努める」という記載や「成年後見制度をはじめとした各種制度につなげる」というような記載はどうでしょうか。「成年後見制度等へ」という記載はありますが、それだけでは不十分な気がします。
- (会長)文章を反対にした方がいいですね。「判断力の低下等があっても、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう、本人の意思決定を支えられるような制度の充実に努め、障がいのある人の権利擁護を図ります。また、適切に成年後見制度等へつなげられる体制づくりを進めるとともに、制度の利用促進に努めます。」としてはどうでしょうか。具体的な施策である成年後見制度は後段に移動し、前段には「安心して暮らせる・本人の意思を尊重する・権利擁護に努める」ような旨を記載し、成年後見制度に言及するような記載に直してはどうでしょうか。
- (委員) 最終的な意思決定に当たっては、成年後見制度につながっていくこともあるため、そのような修正が良いと思います。また、施策の方向性2「障がいのある人に対する理解の促進」において説明しているのは制度なのか本人のことなのか、それも大事になると思います。どれかを切り離して考えることは難しいと感じます。
- (事務局) いま協議いただいた施策の方向性3に関する部分につきましては、文章的な入れ替え 等を含めて修正し、担当課である障がい福祉課に確認したうえで、皆様にお示しいたします。
- (会長) もし現状の記載でなければならない理由等があれば、それを示していただいても結構です。いずれにしても修正案を再度提示いただき、それに対して意見の有無をまた確認してもらえればと思います。よろしくお願いします。
- (会長)他には犯罪被害者条例に関しても意見が挙がっていますね。犯罪被害者は、被害を受けた時、仕事を続けることができなくなり、自分の意思に反しての引っ越しを余儀なくされる場合があると聞きますが、そのためのお金がない、相談する人がいないなどの理由で困っているケースが多々あると感じます。また具体的な施策のひとつとして、これについても検討をお願いしたいところです。では資料1について、他に何かご意見ありますか。
- (会長)では続いて資料2についてのご意見をいただければと思います。この最終案についてはひとつよろしいでしょうか。1ページの最初の4行が気になりました。「本人の人権主体としての自覚と、周りの人々の思いやりによって守られるべきものです。」の「思いやり」が気になりました。誰の誰に対する「思いやり」なのかわかりづらいと感じます。自分が人権主体であることを主張するならば、他人もまた人権主体であることを認める義務があると考えます。そういった意味で、心情的な「思いやり」という言葉よりも「尊重」という言葉の方が適切ではないかと思います。周りの人々が、その本人が人権主体であるということを尊重することによって人権は守られるんだと、それを相互にやっているんだと考えます。官僚のLGBT批判の件があり、このことが気になりました。
- (委員) 性善説により、皆が「思いやり」を持っているということをここでは前提としていますが、持っている人とそうでない人がいる中で、それによって人権というものが変わったらおかしいと思います。周りの人々の「自覚」とか「責任」などの言葉に言い換えた方が良いのではないでしょうか。「思いやり」で守られるほど人権は甘いものではなく、もっと毅然としたものであると考えます。
- (会長) この記載は現行指針から踏襲しているのですか。
- (事務局) この「思いやり」という言葉は、現行の指針から引き継いだものですが、現行では「日常の思いやり」としています。
- (委員) 現行指針が策定された当時は良かったかもしれませんが、時代は変わってきています。 また、この記載が「国際的な動向」の中にあるのも違和感があります。外国の方は皆人権は 「思いやり」で守られると思っているのでしょうか。違うと思います。

- (委員) 「思いやり」は個人の主観であり、場合によってはおせっかいにもなると思います。
- (会長) 「本人の人権主体としての自覚と、周りの人々がそれを尊重することによって守られるべきものです。」という記載の方が普通だと思います。本人が人権主体であるということを周囲の人々が尊重することによって守られ、それを相互にやるから私たちの人権は守られていると思います。そのため、周りの人々がその本人に対して感情的に「思いやり」を持つか持たないかではなく、相互で尊重することで守られるものが人権だと考えます。「皆仲良くしましょう。」のような心情的な問題であると思われがちですが、そうではないということを、もっと学校教育等で教える必要性を感じます。
- (事務局) 「思いやり」という言葉を「尊重」に置き替えるということでしょうか。
- (委員) 思いやる気持ちを大事にすることが重要だと考えます。
- (会長) だとすると、自覚を持つだけではなく、全ての人が周りの人に対して、相互に思いやる 気持ちを持つことによって守られるということですか。
- (委員) そうですね。しかし、いまの文章では、人権は周りの人々の「思いやり」によって支えられているように思えます。そうではなく、本人も含め、相互に思いやるということが大事であると思います。現状の記載では、人権が与えられるもののように捉えられてしまう気がします。与えないといけない部分もあると思います。
- (会長) いまの学生を見ていると、人権を他人事のように見ていると感じます。かわいそうな人たちがいて、その人たちに関わるのが人権問題であると見ている学生が多い気がしますが、そうではなく、自分が人権を持っている主体であるということを自覚するということが大切だと思います。
- (委員) そのような話を聞くと、やはり人権教育や人権啓発が足りていないのではないかと思ってしまいます。人権に対する知識が足りていないために、政府のLGBT批判のような失言に繋がってしまうのではないかと思います。それを聞いた人の「そういった意見も多様性である」のような発言もおかしいと感じます。また、そのような教育が行われているのではないのかと考えてしまいます。根本的なことを学校で習ってこないと、そういうことも分からず、人権を他人事と捉えてしまう恐れがあるのではないでしょうか。人権は「思いやり」だけでは保てないと思います。日常生活においては大切なことですが、指針で示す場合においては、「思いやり」という言葉では甘いのではないかと感じます。
- (委員) 現在の記載の「日常における本人の人権主体としての自覚」までは自分の自覚として、 自分からの発信となっていますが、相手側の発信としては、「思いやり」という言葉では弱 いと感じるため、もっと強い言葉を使用してもいいのではないかと思います。しかし、国際 的な動向に記載されていることから、例えば世界人権宣言の中に「思いやり」を示唆する内 容があるのかとも思いました。
- (会長) 54ページの世界人権宣言の第一条にある「同胞の精神」がそれに当たる部分なのでしょうか。
- (委員) 「思いやり」という言葉には何か原点があると思います。人権の定義ですから、自分で考えて記載したのではなく、どこかから引っ張ってきて「思いやり」を使用したのだとは思いますが。
- (委員) 例えば、「思いやり」を削って「周りの人々によって守られる」でもいいのではないで しょうか。「思いやり」という言葉を使うと「思いやり」を持たないといけないと述べてい るようにも思えます。
- (事務局) 「思いやり」という言葉を「尊重」に言い換えるのか、削除するかということでよろ しいでしょうか。
- (会長) もしくは誰が読んでも納得のできるような使い方をしているのであれば、「思いやり」 という言葉を使用しても構わないとは思います。他には何かご意見いかがでしょうか。
- (会長) ひとつ提案があるのですが、指針のどこにも複数の問題を抱えている人に対する言及がありません。この指針では、分野別課題ごとに章立てしているため、複数の問題に触れていないのかと思いますが、そういうことにも言及した方が良いのではないかと思います。

- (委員) パブリックコメントの番号1もそれに関することですね。
- (会長)近年複数の問題を抱えているということがとても大変であることが段々と分かってきていて、例えば障がいのある人について考えるとき、大人で障がいのある人については考えることが多いですが、子どもで障がいのある人については意外と考えられていなかったりします。障がいのある人の代表例ばかりに目を向けて、その分野においては端の方にいる人たちに対する配慮が足りていないと言われています。複数の問題の重なりに関する概念、インターセクショナリティと呼ばれますが、外国人で障がいのある人や外国人でセクシュアルマイノリティである人など、近年増えてきており、注視する必要があると思います。どこかに記載する余地はあるでしょうか。
- (事務局) 43ページの分野別施策(14)の様々な人権問題の最後の段落でしょうか。
- (会長) もっと言及してもいいと思いますが。「新たな人権問題も発生している状況の中で」に続いて、「また、一人の方に複数の人権問題が重なっている場合も多々起きています。」と記載し、「行政や学校・・・」と続けてはどうでしょうか。ひとつの問題の中に複数の問題が入っている場合もあることを言及する必要があると思います。東京都で精神障がい者問題をテーマとした講演会企画があり「朝鮮人の精神障がい者」を取り上げたことに対して、「障がい者がテーマであるなら日本人の障がい者を取り上げるべき」「不適切だ」という意見が挙がったと報じられています。一般的な問題にあてはまらなくても、重大な事態になっていることがあるため、そういったことに対して目配りをすることが非常に大事なポイントであると思います。そのため、どこかで言及してほしいですね。そういうことも注視し、重要な問題だと捉えていくということがわかるようにしてほしいと思います。
- (事務局)分野別施策(14)の様々な人権問題の最後の段落に、ひとつの問題に対して複数の問題が生じる場合があることについて追記したいと思います。
- (会長) そうですね、そういうことにも注意しながら施策を推進していくことがわかるようにしてもらえれば良いかと思います。他には何かご意見いかがでしょうか。
- (会長) セクシュアルマイノリティの人権では、同性婚には触れないでしょうか。国際的な動きの中に同性婚を認めている国が多いということを記載しても良い気がします。日本は認めてはいませんが。平塚市もそうですが、パートナーシップ制度という形で地方自治体においては施策を実施していますね。同性婚を認めている国が多い反面、同性愛が罪になる国もあり、そういう国も記載するべきという意見も、そういったことがあるから逆に触れない方が良いという意見もあるかもしれませんが。ヨーロッパ諸国ではほとんどの国が同性婚を認めていることもあり、欧米諸国の価値観から見ると、日本は同性婚を認めていない上、国としてのパートナーシップ制度も実施していないことから、セクシュアルマイノリティの人権に関する状況は良くないと言われています。
- (委員) 同性愛が罪となる国は、セクシュアルマイノリティの人権に限らず、他の人権問題に関しても意識が低いと思います。一方で、人権に対して真剣に取り組んできた、人権意識が高い国も世界にはある中で、日本はどちらを目指すべきか、ということだと思います。日本は、現時点では同性婚を認めていなくても、いずれ認めていく方向性になっていくと思います。そういった理由から、もう少し指針で触れても良いのではないでしょうか。
- (会長)WHOが性同一性障がいを精神疾患から除外し、病気や障がいではない状態であると位置付けたことに言及していますが、これに触れるのであれば、同性婚を認めている国が多いという記載があっても良いような気がします。現在、地方自治体ではパートナーシップ制度をはじめとして、セクシュアルマイノリティに関する施策を推進していると感じており、これは国を方向付けようとする動きであると思います。平塚市としても、決意を持って施策を推進するというような姿勢を指針で示すことも大事ではないでしょうか。進むべき方向性が少し垣間見えるような、世界的な動きの紹介があっても良いと思います。
- (事務局) セクシュアルマイノリティの国際的な動きの記載の箇所に、セクシュアルマイノリティに関して、同性婚を認めているような先進的な国が多いという記載を加え、日本は遅れているというような記載はせず、あくまでも世界的な動きとして紹介する方向性としたいと思

います。

- (会長) そうしてもらえればと思います。指針を読んだことをきっかけに、そういうことについて調べてみようとする人もいるかもしれません。
- (委員)世界の背景、時代的な背景が大事であり、人の考え方が変わってきたということ、個人 的に認める認めないではなく、世界的にはそういう流れだということが分かると良いと思い ます。
- (会長)単に流行り物だと捉えている人もいますが、そうではありません。ヨーロッパでは、子どもに対する性的虐待に関して、弱者の権利擁護のための活動により、性に対する認識が根本的に変わったということもあります。
- (委員) セクシュアルマイノリティを認める代わりに、権利を主張するべきではないという意見をよく耳にしますが、他の人権問題に関しても、マイノリティはこれまで権利を主張することによって状況の改善を図ってきたのだと思います。例えば外国人であっても生活に困窮した場合は生活保護を申請することができますが、それを疑問視する声もあります。そういったことから、人権に対する理解が進んでいないと感じることが多々あり、人権擁護のための法律や社会制度の整備の必要性を感じています。平塚市には、率先してそのような基盤の整備を推進してほしいと思います。そうしないと人権意識も育っていかないのではないでしょうか。
- (会長)人権意識を育てるという姿勢が平塚市をより良いものにしていくと思います。若い人に とって住みやすい、多様性が認められているということが、明るい街に繋がっていくのだと 思います。
- (委員) 外国人にとって、平塚市は住みやすい街だと聞いたことがあります。子育て世代にとっては、どこが住みやすいとか、それぞれの市の良さを理解して住めば良い結果になると思います。
- (会長) 自治体ごとに特色があると思いますが、それを出していくことが大事ですね。では他に ご意見はいかがでしょうか。
- (会長)現在の分野別施策の順番に関してはこのままで良いですか。アイヌ民族の人権については、現在は分野別施策(14)様々な人権問題に位置づけられており、少し位置が悪いような気もします。他の人権問題についても、「なぜこの問題はこの位置に記載されているのか」という指摘も今後あるかもしれません。私自身学生に教えるときは、外国の話をする前に国の成立の話から始めるため、先住民を取り込んだ話は前段で説明します。国の成り立ちという意味では先住民であるアイヌ民族は外国に関する記載の先に位置づけても良いような気もします。
- (委員) 刑を終えて出所した人の人権については、この様々な人権問題の中では身近にあるもの であるから最初に位置づけでいるのでしょうか。それとも、特にこの順番に意味はないので しょうか。
- (事務局) 刑を終えて出所した人の人権については、分野別施策に位置づけていた現行の指針からここに移動したものであるため、様々な人権問題の冒頭に位置付けています。
- (委員)様々な人権問題に記載がある問題の中で、刑を終えて出所した人の人権は身近であるという理由から冒頭に置き、次に位置付けている拉致被害者等の人権は、国の問題であり、その次に位置付けているアイヌ民族の人権は、国の中でもやや部分的な問題であるからこの位置で、最後の人身取引は全体の問題であるから、この順番にしたのかと思っていました。最初の段階から思っていましたが、どういう順番にするかは難しい問題だと感じました。
- (会長)確かに難しい問題だと思います。例えば、分野別施策 (14)様々な人権問題の冒頭において、「様々な人権問題」というタイトルを出すのではなく、「ここまで記載できなかった様々な人権問題を以下のように羅列しています。分野別施策として位置付けてはいませんが、ここに記載する各問題についても、重要なものであると認識しています。」のような説明があっても良いとも思いますが、そこまで入れる必要はないという意見もあると思います。

# (2) 平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料について【資料3、4】

(会長) 続いて、平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)では、平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料について説明いたします。該当資料は、本日お配りした、資料3と資料4となります。資料3はこれまでの会議、書面での意見照会などでいただいたご意見をまとめたもので、「資料3-7」が本日の事前意見照会を踏まえ、今回新たにお配りした追記資料となります。資料4は、巻末資料であり、事前意見照会でいただいたご意見を反映させた修正版となります。

巻末資料は、前回お伝えしましたが、10項目で構成されており、1.平塚市人権施策推進指針の体系図、2.平塚市人権施策推進指針改定経過、3.平塚市人権施策推進協議会規則、4.平塚市人権施策推協議会委員名簿、5.平塚市人権施策推会議設置要綱、6.世界人権宣言、7.日本国憲法、8.人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、9.平塚市人権に関する市民意識調査の概要、10.人権に関する用語説明となっています。この巻末資料について、事前意見照会にて、2件のご意見をいただき、修正を加えました。また、前回の協議会でご意見が多く挙がった「ヤングケアラー」の用語説明については、すでにご覧いただいているところですが、この場で改めてご説明いたします。

修正の内容としましては資料3-5、6、7をご覧ください。基本的にはいただいたご意 見に沿うように修正しましたが、大きく修正した部分、修正しなかった部分(網掛けしてい る部分)について、中心に説明いたします。まず1点目に、用語説明の「ヤングケアラー」 についてです。資料3-5のNo.2と資料4の76ページをご覧ください。「本文中の記載では、 ヤングケアラーの背景までは触れていないこともあるため、用語説明にも加えた方が良いの ではないか。ヤングケアラーの大きい範囲での定義的な説明や、新しい言葉であるため、国 の出した文章等を加味した内容の記載を加えてはどうか。」とのご意見ですが、これを受け、 「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族 の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。」という内容 で掲載しました。なお、この用語説明は厚労省HPから引用しており、多くの自治体HPの ヤングケアラーのページで同様の説明がなされています。そのため、ヤングケアラーについ て説明するには、上記の説明または厚労省HPトップに記載がある「法令上の定義はないが、 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ど もとされている」というような説明が適切だと思われますが、第2回協議会にて、「『本来大 人が担うべき家事や家族の世話』や『日常的』という表現は見直しても良いのではないか」 とのご意見をいただいたこともあり、この内容といたしました。

2点目に、分野別施策 (6) 外国につながりのある市民の人権に関するご意見です。資料 2の26ページと資料3-7のNo.2をご覧ください。「これまでの施策の文末に『取り組んでいるものです。』とあるが、P24 (同和問題) や P28 (疾病等) のこれまでの施策の文末に記載をあわせて、『取り組んでいるところです。』としてはどうか。」とのご意見ですが、この部分は前文の「テレビ通訳システムの追加導入」に関する説明文であるため、そのままの記載とさせていただきます。

3点目に、用語説明の「トランスジェンダー」「性同一性障がい」と、分野別施策(13)セクシュアルマイノリティの人権に関するご意見です。資料2の40ページ、資料3一7のNo.3、資料4の74ページをご覧ください。資料2の40ページの「しかし~」から始まる最後の段落の1行目の記載についてです。「本文中の下から4行目に『トランスジェンダー、性同一性障がい者は、共に少数派であるがために、社会生活に支障』とあるが、この『トランスジェンダー』『性同一性障がい者』について、現状の用語説明では違いがよく分からない。本文中で『トランスジェンダー』と『性同一性障がい者』を分けて記載するなら、用語説明の74ページと75ページに違いが分かる説明が必要だと思う。短い文で違いを説明するのが難しいのであれば、二つの言葉に分けずセクシュアルマイノリティにしてはどうか。」とのご指摘です。これを受け、本文中「同性愛等の性的指向を持つ人、トランスジェンダー、

性同一性障がい者は、共に少数派であるがために、社会生活に支障」を「セクシュアルマイノリティは、少数派であるがために、社会生活に支障」に記載変更し、「同性愛等の性的指向を持つ人」「性同一性障がい者」「トランスジェンダー」が「セクシュアルマイノリティ」に含まれるような記載に修正しました。また、本文中から「トランスジェンダー」の記載が無くなったことを踏まえ、用語説明の「トランスジェンダー」の記載を削除しました。

4点目に、巻末資料の6.世界人権宣言についてです。資料4の54ページをご覧ください。「前文の6~7行目に『の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、』とあるが、同じ言葉が重複している。読んだ時の響きが気になる。」とのご意見です。これに対しては、該当部分は世界人権宣言(仮訳文)を原文表記のまま引用したものであるため、修正はせず、そのままの記載とさせていただきます。

大きく修正した部分、修正しなかった部分についての説明は以上となります。その他に、2月2日付けで送付した資料から修正した箇所は赤字修正しています。なお、今後も誤字・脱字などの軽微な修正があった場合は適宜事務局にて修正いたしますので、御了承いただければと思います。平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料ついての説明は以上となります。

(会長) ありがとうございました。今の説明に対するご意見があれば挙手をお願いします。特にないようでしたら、これで議題を終わります。

### 3 事務連絡

### 4 開会

(事務局) それでは、以上をもちまして、第3回平塚市人権施策推進協議会を終了いたします。 長時間の議論、どうもありがとうございました。

以上